

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	中落合高齢者在宅サービスセンター内地域交流スペースを活用した地域支援 合い支援事業等に係る業務の委託について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託等）

（担当部課：福祉部地域包括ケア推進課）

事業の概要

事業名	新宿区地域支え合い支援事業等業務委託（中落合高齢者在宅サービス内地域交流スペース）
担当課	地域包括ケア推進課
目的	高齢者が住み慣れた地域において暮らしやすい地域社会を形成することを目指し、地域の高齢者を対象とした、地域支え合い活動の担い手育成・支援、介護予防、いきがづくり支援等の取組みを実施する。
対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1 区内に住所を有する 60 歳以上の者 2 区内における地域支え合い活動の健全な発展に寄与する活動を行う区内に住所を有する者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、以下の取組みを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域支え合い活動の担い手育成・支援事業 地域支え合い活動の担い手の養成等を目的とした講座の実施及び高齢者等の支援を目的として活動する個人・団体への活動支援 (2) 介護予防事業 介護予防に資する教室及び講座等の開催 (3) いきがづくり支援事業 高齢者自主活動団体への活動支援及び高齢者個人の趣味活動への支援 <p>この度、中落合高齢者在宅サービスセンター内に、新たに整備する地域交流スペースにおいて、円滑に事業を実施するため、以下の業務を事業者へ委託する。</p> <p>なお、各種教室・講座の開催にあたり、専門的な効果検証などが必要な教室・講座については、ノウハウを有する事業者へ再委託を行うことで、より効果的かつ効率的に事業を実施する。</p> <p>2 委託の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 団体利用登録者情報の管理業務 (2) 各種教室・講座の申込受付業務 (3) 各種教室・講座の運営業務（一部教室・講座については、再委託する） (4) 個人・団体への活動支援 <p>【参考】</p> <p>中落合地域交流館：個人登録者 124 人、団体登録者 180 人 （令和 3 年 6 月末現在。個人・団体登録者の重複あり）</p> <p>※個人情報の流れについては、資料 1 1－1 及び 1 1－2 のとおり</p>

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、
重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)…報告事項

件名 中落合高齢者在宅サービスセンター内地域交流スペースを活用した地域支 え合い支援事業等に係る業務の委託について

保有課(担当課)	地域包括ケア推進課
登録業務の名称	新宿区地域支え合い支援事業等
委託先	新宿区社会福祉事業団(講座に係る再委託先は、講座毎に異なる。)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>【団体利用登録者にかかる情報項目】 氏名、住所、電話番号、年齢、メールアドレス</p> <p>【各種教室・講座申込者にかかる情報項目】</p> <p>1 運動系講座 氏名、住所、電話番号、年齢、メールアドレス 緊急連絡先(氏名、住所、電話番号、参加者との続柄)、 主治医からの運動の禁止の有無及び日常生活上の注意事項、運動歴、当日の体調及び血圧</p> <p>2 座学系等講座(オンライン講座を含む) 氏名、住所、電話番号、年齢、地域活動歴、特技、今後の地域活動において活用したい資格、メールアドレス</p> <p>3 シニアの絵本の読み聞かせ講座 氏名、住所、電話番号、年齢、地域活動歴、特技、今後の地域活動において活用したい資格、メールアドレス、健診項目(資料11-5のとおり)</p> <p>【個人・団体への活動支援にかかる情報項目】 氏名、住所、電話番号、年齢</p>
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(委託先のパソコン)
委託理由	上記委託先は、中落合高齢者在宅サービスセンターの運営事業者である。当該施設の一部を活用し、当該委託先の有する専門ノウハウを活かし、一体的に地域支え合い活動の担い手育成・支援事業、介護予防事業、いきがいきづくり支援事業等の取組みを行うため。
委託の内容	<p>1 団体利用登録者情報の管理業務</p> <p>2 各種教室・講座の申込受付業務</p> <p>3 各種教室・講座の運営業務(一部教室・講座については、再委託する)</p> <p>4 個人・団体への活動支援</p>
委託の開始時期及び期限	令和3年10月1日から令和4年3月31日まで(次年度以降も、同様の委託を行う)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <p>1 契約にあたり、別紙1及び2の「特記事項」を付す。</p> <p>2 必要に応じ、区職員が立入調査を行い、取扱い方法の確認を行う。</p> <p>3 業務終了後、区が委託先に提供した情報及び委託先が収集した情報を区に返却し、パソコン内の委託業務に係る個人情報については消去するよう指導する。区職員が消去の確認を行う。</p>

	<p>4 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に提出することとする。</p> <p>5 提供及び収集した情報は施錠できる金庫（キャビネット）に保管するよう指導する。</p> <p>6 委託先が取り扱う情報は、業務を行う執務室から持ち出すことがないよう指導する。</p> <p>7 従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するよう指導するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知する。</p> <p>8 事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区の責任者に報告させ、対応を協議するよう指導する。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 電磁的媒体（パソコン）は、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、ファイア・ウォール等による保護対策を講じさせるとともに、ウイルス感染等が無いよう、最新のセキュリティ更新プログラムやパターンファイルを適用するよう指導する。</p> <p>2 電磁的媒体（パソコン）を取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行うよう指導する。</p> <p>3 電磁的媒体（パソコン）に収集した個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへのアクセス権の設定やパスワードを付して暗号化するなど、情報へのアクセス制御及び情報漏えい防止対策を徹底する指導する。</p> <p>4 申込者情報が記載されたエクセルは、常時パスワード設定をさせるとともに、エクセルの取扱者を限定するよう指導する。</p>
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <p>1 業務終了後、区が委託先に提供した情報を返却させる。委託先が収集した情報及びパソコン内の委託業務に係る個人情報については消去させ、証明書を提出させる。</p> <p>2 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。</p> <p>3 提供・収集した情報は施錠できる金庫（キャビネット）に保管させる。</p> <p>4 再委託先が取り扱う情報は、業務を行う執務室から持ち出させない。</p> <p>5 従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施させるとともに、新宿区個人情報保護条例について周知させる。</p> <p>6 事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区の責任者に報告させ、対応を協議させる。</p> <p>7 講座受講者へのメールの送信は、1件ずつの送信とし、BCCの設定ミスによるメールの誤送信を防ぐ。</p> <p>8 委託先と再委託先との個人情報の受渡しにあたっては、受渡記録簿により記録させる。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 電磁的媒体（パソコン）は、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、ファイア・ウォール等による保護対策を講じさせるとともに、ウイルス感染等が無いよう、最新のセキュリティ更新プログラムやパターンファイルを適用する。</p> <p>2 電磁的媒体（パソコン）を取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行う。</p> <p>3 電磁的媒体（パソコン）に収集した個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへのアクセス権の設定やパスワードを付して暗号化するなど、情報へのアクセス制御及び情報漏えい防止対策を徹底させる。</p> <p>4 申込者情報が記載されたエクセルは、常時パスワード設定をさせるとと</p>

もに、エクセルの取扱者を限定する。

5 電子メール送信時には、複数名で送信先・送信内容を確認させ、講座受講者毎に送信させる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。
 - ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

14 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

（個人情報を取り扱う従事者の指定）

16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

（業務に関する報告）

17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査等）

18 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

19 前項による確認は、年度当たり 1 回以上行うものとする。

20 乙は、第 18 項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

（従事者に対する教育）

21 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

22 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表等）

23 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

24 乙は、第 1 項から第 2 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。

- (1) 甲 新宿区の実施機関

※ 「新宿区の実施機関」の部分は、実施機関に応じて、新宿区長、新宿区教育委員会、新宿区選挙管理委員会、新宿区監査委員、新宿区議会を入れてください。

- (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

- (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項

- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項

- (3) 犯罪に関する事項

- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。
- (再委託の禁止)**
- 11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。
- (資料等の返還等)**
- 12 丙は、業務を行うために甲又は乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲又は乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。
- (個人情報を取り扱う従事者の指定)**
- 14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。
- (業務に関する報告)**
- 15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。
- (監査)**
- 16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。
- (従事者に対する教育)**
- 17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。
- (事故発生時等における報告)**
- 18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。
- (甲の報告要求、調査及び指導等)**
- 19 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。
- 20 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。
- 21 丙は、第19項による甲の確認の際には、業務の実施状況を明らかにするものとする。
- 22 第19項による確認のほか、甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。
- (公表等)**
- 23 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。
- (損害の賠償)**
- 24 丙は、第1項及び第3項から第22項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

件名 中落合高齢者在宅サービスセンター内地域交流スペースを活用した地域支え合い支援事業等に係る業務の再委託について

保有課(担当課)	地域包括ケア推進課
登録業務の名称	新宿区地域支え合い支援事業等
再委託先	資料11-4のとおり
再委託に伴い事業者に処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>【各種教室・講座申込者にかかる情報項目】</p> <p>1 座学系等講座(オンライン講座を含む) 氏名、住所、電話番号、年齢、地域活動歴、特技、今後の地域活動において活用したい資格、メールアドレス ※原則、再委託先は閲覧のみとする。</p> <p>2 シニアの絵本の読み聞かせ講座 氏名、住所、電話番号、年齢、地域活動歴、特技、今後の地域活動において活用したい資格、メールアドレス ※原則、再委託先は閲覧のみとする。</p> <p>健診項目(資料11-5のとおり) ※再委託先に収集及び分析させる。 氏名は収集させず、委託先が別途付番する整理番号を使用する。 氏名と整理番号を紐づけるデータは、委託者のみが保管する。</p>
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(再委託先のパソコン)
委託理由	各再委託先の有する専門ノウハウを活かし、より効率的・効果的な事業運営を行うため。
委託の内容	各種教室・講座の運営業務
委託の開始時期及び期限	令和3年10月1日から令和4年3月31日まで(次年度以降も、同様の再委託を行う)
委託(再委託)にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <p>1 契約にあたり、別紙2の「特記事項」を付す。</p> <p>2 データ収集にあたって、再委託先には氏名は収集させず、委託先が別途付番する整理番号を使用するよう指導する。</p> <p>3 氏名と整理番号を紐づけるデータは、委託者のみが保管する。</p> <p>4 必要に応じ、委託先職員が立入調査を行い、取扱い方法の確認を行うよう指導する。</p> <p>5 年度毎の講座終了後、再委託先が収集及び分析した情報のうち、紙帳票のものは委託先に返却し、パソコン内の委託業務に係る個人情報については消去するよう指導する。</p> <p>6 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区及び委託先に提出することとする。</p>

	<p>7 収集及び分析した情報は施錠できる金庫（キャビネット）に保管するよう指導する。</p> <p>8 再委託先が取り扱う情報は、業務を行う執務室から持ち出すことがないよう指導する。</p> <p>9 従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するよう指導するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知する。</p> <p>10 事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区の責任者に報告させ、対応を協議するよう指導する。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 電磁的媒体（パソコン）は、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、ファイア・ウォール等による保護対策を講じるとともに、ウイルス感染等が無いよう、最新のセキュリティ更新プログラムやパターンファイルを適用させるよう指導する。</p> <p>2 電磁的媒体（パソコン）を取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行うよう指導する。</p> <p>3 電磁的媒体（パソコン）に収集した個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへのアクセス権の設定やパスワードを付して暗号化するなど、情報へのアクセス制御及び情報漏えい防止対策を徹底する指導する。</p> <p>4 申込者情報が記載されたエクセルは、常時パスワード設定をさせるとともに、エクセルの取扱者を限定するよう指導する。</p>
<p>受託事業者（再委託先） に行わせる情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <p>1 データ収集にあたって、再委託先には氏名は収集させず、委託先が別途付番する整理番号を使用させる。</p> <p>2 氏名と整理番号を紐づけるデータは、委託先のみ保管させる。</p> <p>3 年度毎の講座終了後、再委託先が収集及び分析した情報のうち、紙帳票のものは委託先に返却させ、パソコン内の委託業務に係る個人情報については消去させる。</p> <p>4 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区及び委託先に報告させる。</p> <p>5 収集及び分析した情報は施錠できる金庫（キャビネット）に保管させる。</p> <p>6 再委託先が取り扱う情報は、業務を行う執務室から持ち出せない。</p> <p>7 従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施させるとともに、新宿区個人情報保護条例について周知させる。</p> <p>8 事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区の責任者に報告させ、対応を協議させる。</p> <p>9 委託先と再委託先との個人情報の受渡しにあたっては、受渡記録簿により記録させる。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 電磁的媒体（パソコン）は、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、ファイア・ウォール等による保護対策を講じさせるとともに、ウイルス感染等が無いよう、最新のセキュリティ更新プログラムやパターンファイルを適用する。</p> <p>2 電磁的媒体（パソコン）を取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行う。</p> <p>3 電磁的媒体（パソコン）に収集した個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへのアクセス権の設定やパスワードを付して暗号化するなど、情報へのアクセス制御及び情報漏えい防止対策を徹底させる。</p> <p>4 申込者情報が記載されたエクセルは、常時パスワード設定をさせるとともに、エクセルの取扱者を限定する。</p>

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

14 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

（個人情報を取り扱う従事者の指定）

16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

（業務に関する報告）

17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査等）

18 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

19 前項による確認は、年度当たり 1 回以上行うものとする。

20 乙は、第 18 項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従事者に対する教育）

21 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

22 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表等）

23 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

24 乙は、第 1 項から第 2 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。

- (1) 甲 新宿区の実施機関

※ 「新宿区の実施機関」の部分は、実施機関に応じて、新宿区長、新宿区教育委員会、新宿区選挙管理委員会、新宿区監査委員、新宿区議会を入れてください。

- (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

- (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項

- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項

- (3) 犯罪に関する事項

- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

12 丙は、業務を行うために甲又は乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲又は乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

(業務に関する報告)

15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導等)

19 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

20 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

21 丙は、第19項による甲の確認の際には、業務の実施状況を明らかにするものとする。

22 第19項による確認のほか、甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表等)

23 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

24 丙は、第1項及び第3項から第22項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。